答 弁 第 二 五 号平成十二年十二月五日受領

内閣衆質一五〇第二五号

平成十二年十二月五日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆 議 院 議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員金子善次郎君提出朝鮮民主主義人民共和国による拉致事件及び同疑惑事件に関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金子善次郎君提出朝鮮民主主義人民共和国による拉致事件及び同疑惑事件に関する

質問に対する答弁書

一の(1)について

御指摘の失踪者は、 昭和五十五年六月に出国した後、 現在まで行方不明となっているものと承知してい

る。 本事案については、これまで、捜査当局において、 あらゆる事態を想定し、関係各機関との情報交換

等を進めてきたところであるが、北朝鮮に拉致されたと疑うに足りる情報の入手には至っておらず、 政府

としては、これまで、 北朝鮮に対し、 同人の消息をただした事実はない。

一の(2)について

御指摘の失踪者は、 昭和五十二年十月二十一日、 自宅から外出したまま消息を絶ち、 その後、 現在まで

行方不明となっているものと承知している。 本事案については、 鳥取県警察において、 家出人捜索願を受

理し、所要の調査を実施したが、 北朝鮮に拉致されたと疑わせる状況等はなかったものと承知している。

の(3)について

政府としては、 北朝鮮に拉致された疑いがあると判断される事案については、 北朝鮮に対し、 解決を求

めていく方針であるが、捜査当局において、これまでの捜査の結果を総合的かつ慎重に検討した結果、 北

朝鮮に拉致された疑いのある事案は、 現在までのところ、七件十名であると判断していると承知してい

る。

二について

警察においては、これまでも、北朝鮮に拉致された疑いのある方々の親族に対し、その心情等に配意し

つつ、適宜訪問するなどの対応を行うとともに、捜査に関する情報についても可能な限り提供していると

ころであり、今後とも適切な対応を行うものと承知している。